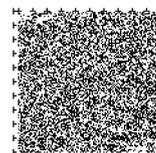


第1部

計画の概要



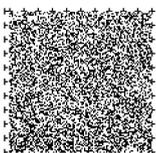
1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法からの改称、障害者総合支援法）」の一部改正、平成25年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成26年に同条約を批准しました。その後も「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行等により障害者福祉の向上のための法整備が進んでいます。また、令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化され、さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では障害のある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。

このような中、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。計画の基本理念には、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

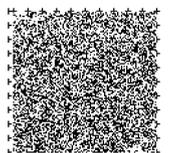
刈谷市（以下、「本市」という）では、平成30年3月「刈谷市障害者計画」、令和3年3月に「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策を推進してきました。近年では、肢体不自由児向けの特別支援学校の開校、地域生活支援拠点の運用開始、日中サービス支援型を含むグループホームへの支援、手話は言語であることへの理解を広め、普及を図るための手話言語条例の制定等、障害のある人が安心して暮らし続けられる環境の整備に取り組んできました。この度、各計画の計画期間が令和5年度に終了することから、社会情勢、国の動向、これまでの本市の取組や障害のある人のニーズを踏まえ、令和6年度を初年度とする「刈谷市障害者計画・第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を一体的に策定します。



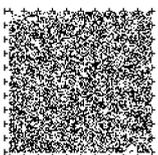
(2) 障害のある人に関連する各種制度・法律等の動向

■国と刈谷市の動き

	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画
H18	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。	刈谷市障害福祉計画
H19	学校教育法改正 障害者権利条約署名	特別支援教育が始まる。 障害者の権利条約の締結に向けた取組が始まる。	
H20	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。	刈谷市障害者計画
H21	障害者制度改革	「障がい者制度改革推進会議」が開催される。	
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。	第2期刈谷市障害福祉計画
H23	障害者虐待防止法成立 障害者基本法の一部改正	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務が定められる。 目的規定や障害者の定義等が見直される。	
H24	障害者優先調達推進法成立 障害者総合支援法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。 「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等が定められる。	第3期刈谷市障害福祉計画
H25	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等が定められる。	
H26	障害者権利条約批准 難病の患者に対する医療等に関する法律成立	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じる。 難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすること等を定め、医療費助成対象疾病が拡大される。	刈谷市障害者計画
H27	障害者差別解消法基本方針の閣議決定	「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方が示される。	
H28	障害者雇用促進法の一部改正 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化される。 障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。	第4期刈谷市障害福祉計画



	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画
H28	発達障害者支援法の一部改正	教育場面における個別支援計画の作成やいじめ防止、国を主体とする就労支援、家族等への支援、協議会の設置等が定められる。	
H29			
H30	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律成立	障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術作品等の発表の機会の確保等が定められる。	第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害福祉計画
	ユニバーサル社会実現推進法成立	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に進める。	
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律成立	国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務が定められる。	刈谷市障害者計画
	障害者雇用促進法の一部改正	「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等が定められる。	
R2			
R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律成立	国や地方自治体に医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務が定められる。	第6期刈谷市障害福祉計画 第2期刈谷市障害福祉計画
	障害者差別解消法の一部改正	事業者による障害者への合理的な配慮の提供を義務化、国や地方公共団体の連携協力の責務の追加、差別を解消するための支援措置の強化等が定められる。	
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法成立	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する。	
	こども基本法成立	令和5年4月の「こども家庭庁」の設置とともに施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて子ども施策を総合的に推進する。	
	障害者総合支援法の一部改正	障害者等の地域生活や就労の支援の充実や、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの整備を進める。	
R5			

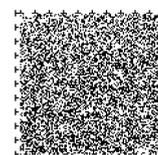


(3) SDGsとの関係

平成 27 年の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsとは、令和 12 年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

障害者施策を進める上でもSDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことが重要です。本計画においても、SDGsの掲げる目標の実現に向け、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



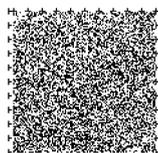
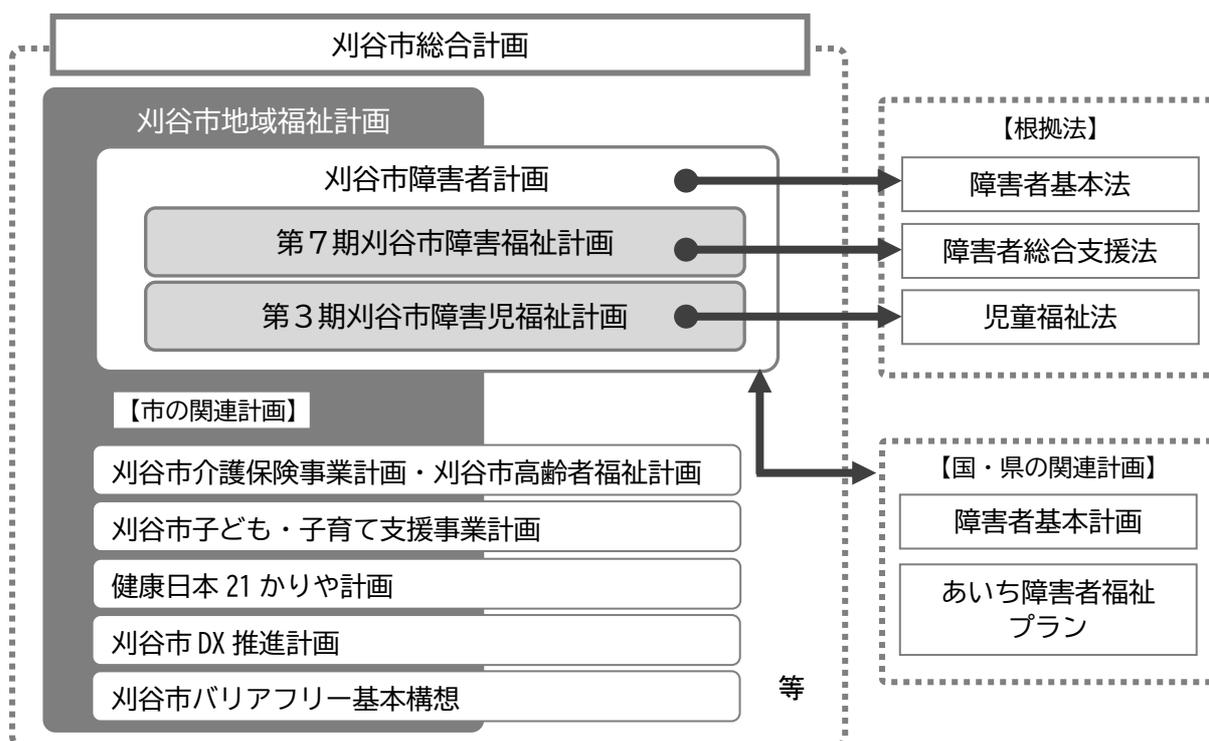
2 計画の性格

「刈谷市障害者計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第 9 条第 1 項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第 7 期刈谷市障害福祉計画・第 3 期刈谷市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第 5 次）」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン」等の内容を踏まえて策定します。また、本市の最上位計画である「刈谷市総合計画」、福祉分野の上位計画である「刈谷市地域福祉計画」のほか、関連計画等と整合を図ります。

■計画の関連イメージ



3 計画の期間

「刈谷市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期刈谷市障害福祉計画」「第3期刈谷市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			刈谷市障害者計画						
第6期刈谷市障害福祉計画 第2期刈谷市障害児福祉計画			第7期刈谷市障害福祉計画 第3期刈谷市障害児福祉計画			第8期刈谷市障害福祉計画 第4期刈谷市障害児福祉計画			

